

京都市大學經濟學會 經濟論叢

第 一 號 第 十 八 卷

アダム・スミス誕生二百周年記念號

口 繪 スミスの肖像・筆蹟・國富論初版扉・記念會寫眞

スミスの生涯・・・・・・・・・・・・・・・・・・經濟學博士 本庄榮治郎

道徳的價值判斷に關するスミスの思想・・・・・・・・・・法學士 恒藤 恭

富國論の研究方法来に就きて・・・・・・・・・・法學博士 財部 靜治

スミスのコンデアツクとの價值論・・・・・・・・・・法學博士 田島 錦治

スミスの所謂「眞實の價格」について・・・・・・・・法學博士 河上 肇

スミスの價格論と分配論・・・・・・・・・・經濟學士 谷口 吉彦

スミスの自然主義觀と自由政策の見地・・・・・・・・法學博士 河田 嗣郎

スミスの自由放任論の特徴・・・・・・・・・・經濟學士 堀 經夫

スミスの自由貿易觀・・・・・・・・・・法學士 作田 莊一

スミスの對植民地策・・・・・・・・・・法學博士 山本美越乃

スミスの租稅原則・・・・・・・・・・法學博士 神戸 正雄

スミスの公債論・・・・・・・・・・法學博士 小川鄉太郎

スミスと浪漫派經濟學・・・・・・・・・・法學士 山口正太郎

スミスの名を早く我國に傳へたる其生涯及其學說等蘭文經濟書・・・・・・・・商學士 武藤 長藏

書 目 スミス關係書目（細目裏面を見よ）

記 事 スミス記念會記事・・・・・・・・經濟學博士 本庄榮治郎

スミスの公債論

小川 郷 太 郎

目 次

- 第一 緒 言
- 第二 非常準備と公債との選擇に關するスミスの見解
- 第三 スミスの公債悲觀說要領
 - 一 資本減却論
 - 二 産業打撃論
 - 三 國家衰微論并に國家破産論
- 第四 スミスの英國公債整理論
- 第五 スミス公債論の批評
- 第六 公債論史上に於けるスミスの地位
- 第七 結 論

第一 緒 言

アダム・スミスは其著 *Wealth of Nations* の最終の章即ち第五卷第三章に於て *of public Debts* を題し、公債に關する諸問題に就て論議してゐる。本論は此章に就て研究せんとするものである。

今此章に就て、アダム・スミスの論する所の梗概を窺はんに、アダム・スミスは先づ筆を非常準備論より起し、昔の歐羅巴の君主が非常準備を貯へたること、後商工業の發達するに及んで非常

準備を貯へないで公債を起すに至りたることを論じ、其公債も初は無擔保で之を起したが、後段々國家の收入を擔保として起すに至つた事情を叙し、之を英國の實際に徴して、所謂流動公債 (unfunded debt) と確定公債 (funded debt) との區別、短期公債 (borrowing by anticipation) と永遠公債 (borrowing by perpetual funding) との區別の由つて來たつた所以を明にし、更に進んで短期公債と永遠公債との中間に位する年金公債 (borrowing by terminable annuities) 終身年金公債 (borrowing by life annuities) トンチン公債 (Tonines) に就て敘述し、其英佛に於ける實例に及び、轉じて戰費が永遠公債の形に於て起されて人をして戰爭の負擔を感ぜしめないこと、増税は其利拂に用ひられて平和の際に減税せられないこと、次で又減債基金 (sinking fund) が出て來ないこと、假令減債基金が低利借換等に依つて出て來たとしても他の臨時費に流用せられ易きこと等を説き、英國の實際に徴し、戰時に公債の激増すること、平時に於て償還の遅々たることを證し、次に理論上より公債樂觀説を駁して、自己の悲觀的意見を續述し、公債と租税とを比較して、寧ろ租税を選ばねばならぬことを説破し、公債が之を起した國家を弱むるに至つたことを例證し、公債累積の結果は國家破産に到達することを極論し、其國家破産が貨幣の名目價值引上并に品位引下に依つて行はれてゐることを擧げて之を批難し、最後に英國の公債整理を策し、經費を減少するか増税をなすかの二つに一つであることを説き、愛蘭并に殖民地に課税すべきことを力説し、若し是等の増收を圖ることが出來ねば、英國は殖民地を拋棄して以て平時并に戰時に於

て殖民地の爲に支出すべき経費の節約を行はねばならぬことを論じてゐる。

此の如く アダム・スミスの説く所は多岐に亘つてゐるが、其最も注目し値するものは、公債悲觀説である。そこで私は茲に此公債悲觀説を中心として考察し、其余論たる英國々債整理意見を合せ考へ、其の説の正しき所、誤つてゐる所を明にし、以て アダム・スミスの公債論史上占むる地位を詳にして見たいと思ふ。それに先つて一應公債と非常準備とに關し アダム・スミスの説く所を紹介して置かねばならぬ。

第二 非常準備と公債との選擇に關するスミスの見解

一、アダム・スミス は其公債論の劈頭に於て非常準備の制度に筆を起してゐる。その趣旨は斯うである。

其昔奢侈が一般に知られてゐなかつたときに方つては、多くの收入を有する人は自ら貯藏したものである、それと同じ傾向が君主の間にも現はれた。即ち商工業が未だ知られなかつたときに際しては君主も自然に吝かになり、宮中に於て傲奢を極むるやうなことは無く、又常備軍も其當時に於て必要が無かつたから、君主の経費は極めて少くて済んだのである。それが故に昔に於ては歐洲の君主は概ね貯蓄をなし非常準備を有するやうになつてゐた。

商業國が發達し奢侈が流行するに及んで、君主も亦其例に漏れず、國家の防禦の爲めに要すべ

き經費の外は其收入を擧げて奢侈享樂に投するやうになり、其經常收入と其經常費とが相平均することゝなつた。そこで非常準備を蓄積することは到底之を期待することが出来なくなつた、普魯西前王并に現在の王は非常準備を積んでゐると聞くが、それは佛蘭西の顯理四世（一六一〇年崩御）以來、歐洲に於ける唯一の例として可い。君主國に於て非常準備の積まれなくなつたことは斯の如くであるが、共和國に於ても亦さうである。伊太利の共和市も和蘭も皆さうである。唯瑞西のベルンは多少の非常準備を貯へてゐる。それが歐洲共和國に於ける唯一の例に屬する。瑞西の他のカントンには勿論非常準備の貯へがないのである。

平時に於て客でない戦争時には借金契約を爲すの必要が起る、戦争が起つても平時の經常費を支辨するに要する外、金が無い。所で戦争に於ては平時の三倍四倍の收入を要することゝなる、君主が經費の増すに連れて收入を増すの直接手段を持つてゐると假定しても、例へば租税を課するとしても、その收入は十ヶ月か十二ヶ月の後ならでは、國庫に這入つて來ない。然るに戦争が始まると直に軍隊は増されねばならぬし、艦隊は出動せねばならぬし、衛戍地は守備せられねばならぬし、又是等の軍隊艦隊衛戍地には、銃砲彈丸彈藥食糧其他の軍需品を供給せねばならぬ。是等の經費は戦端が開くるや、直に之を要するので、租税が徐々に入り來るを待つことが出来ぬ。是に於て政府は借金するより外に途がないことゝなるのである。

以上述ぶる所に依つて之を觀れば、アダム・スミスは非常準備の制が廢たれて公債制度が生れて

來た自然の發達を叙してゐるのであるけれども、「平時に於て各でない」と戰時に於て借金契約を爲すの必要が起る」といふやうな語勢より察するに、アダム・スミスは非常準備の制度を批難するものでなく、寧ろ之を辯護するものと謂つても可い。非常準備と公債とを比べ、非常準備を選ぶべきであるといふ趣旨が言外に溢れてゐるからである。併し乍らアダム・スミスは非常準備制に執着し何でも之を復活せねばならぬと説いてゐない。商工業の發達するに及んでは到底非常準備制度を維持することが出來ぬものとあきらめてゐるやうである。

二、公債制度は以上述べたるが如く戰時の必要に應じて起れるものであるが、政府が借金しやうと思ふても之に應ずる者がなければ問題とならぬ。そこでアダム・スミスは進んで公債制度發生の條件として人民が喜んで之に應ずるに至つた事情を説いてゐる。曰く

商業國に於ては商人や工業者が澤山ゐるが、それと共に自分の資本や他人より借りたる資本や他人より預かつた資本をあちらこちらに轉じてゐる人の一團がある。是等の人は政府に巨額の金を貸すことが出來るのである。此くして商業國に於ては人民が貸す能力を持つことになるのである。

商工業が榮ゆる國といへば、第一に司法が正しく行はれて居らねばならぬし、第二には人民が財産所有の安固を得て居らねばならぬし、第三には契約の眞正が法律に依つて支持せられて居らねばならぬし、第四には支配能力ある人に對し國家が權力を用ひて債務履行を強制するやうに

なつて居らねばならぬ。是等の條件の具はらぬ國には商工業は榮えぬ。之を一言にして掩へば、政府が正義 (Justice) を行ふものであるといふことに就て人民の信認 (Confidence) がなければ商工業は榮えぬ。平時に於て此信認がある以上は、非常時に際して、商工業者は政府に金を貸すことを躊躇せないであらう。又彼等は政府に金を貸しても毫も商工業を營む力を減損せない。否却て之を増すのである。蓋し國家は緩急事あるに際して債權者に有利なる條件で借金することを辭せない。而して第一債權者に對して爲したる保障は之を他の債權者に移轉することが出来るのであり、且つ國家が正義を守るといふ信認が一般に行はれてゐるから、その公債は市場に於て初め拂つたよりも高く之を賣ることが出来る、それで商人は政府に金を貸すことに依つて更に金を儲けることとなる、資本を減する所でなく資本を増すのである、故に公債の募集に於て應募割當てを得たる者は寧ろ普通之を恩恵と考ふる程である。此くして商業國に於ては人民が喜んで貸すやうになるのである。

以上論する所に依つて之を觀れば、アダム・スミスが公債發生の條件とする所は、明にそれと言つてゐないけれども、今日の公債論でいふ起債の前提たるものである。即ち第一の條件は、金融市場の成立といふことに當り、第二の條件は國家の公信認といふことに當るのである。

之を要するにアダム・スミスは商工業の發達するに及んで公債發生の條件が具はり、公債なる

ものが出て來ると云ふのである。従つてアダム・スミスは公債を以て國家財政并に國民經濟の發達の自然的産物であるとしてゐると見ても可いのである。

第三　　スミスの公債悲觀說要領

アダム・スミスは前段述ぶるが如く、公債が商工業國に於て自然に發達したることを説いてゐるが、其公債を如何に見るか云ふに、殆んど悲觀の二字を以て盡きてゐると謂つても可いのである。

アダム・スミスが公債を悲觀する所以は幾つもあるが、私はその論旨に依つて之を三つに分けて見やうと思ふ。即ち其一は資本滅却論で、其二は産業打撃論で、其三は國家衰微論并に國家破産論である。

一　資本滅却論

一、資本滅却論に於ては、アダム・スミスは先づ公債に關し當時行はれた説を引用して之を駁してゐる。公債に關し當時行はれた説とは斯ういふのである。

公債は從來の資本に更に附け加へられた資本の集積である、此新資本が出来た爲めに從來の資本だけ存する場合よりもヨリ多く商工業が擴張せられ、ヨリ多く土地が耕され且つ改良せられ

るのである。

と。此論は蘭人ピントウ Pinto の主張したる説である¹⁾。アダム・スミスは此説に對し反駁を加へつゝ、自己の公債悲觀説を明にしてゐる。其要領を述べれば左の如し。

公債の第一債權者が政府に貸した資本は、其政府に貸した瞬間より、資本の作用を爲さなくなり、寧ろ所得の作用を爲すやうになる。即ち從來生産的勞働者を維持するが爲めに用ひられてゐた資本が轉じて、不生産的勞働者を維持するが爲めに用ひられることとなる。此くして此資本は概ね一年中に消費せられて仕舞ひ、又將來の再生産に供せらるゝ望もなくなるのである。資本を政府に貸付けたる者より觀れば、資本の代りに年金を得るのであるが、其年金を擔保として他人より新資本を借り入れるか、若は之を賣つて新資本を手に入れるか、孰れかの方法を探ることが出来る。所で此の如く他の人より借り又は買つた新資本は、従前より既に社會に存してゐて生産的勞働者を維持するに使はれてゐたものであらねばならぬ、是が故に此資本が政府に貸付けた人の手に入るときは、其人に取つては新資本たるを失はないけれど、其國に取つては新資本でない、唯此場合に於て其資本は一の職業から他の職業に移されたに過ぎぬ。公債の第一債權者より觀れば資本は公債に入り代つて來てゐるといへるが、社會より觀れば入り代つて來てゐないのである。若し曩に政府に貸渡さなかつたならば、國內には二の資本があつて、共に

1) Pinto: Traité de la Circulation et du Crédit, 1771, Amsterdam.

生産的勞働者を維持することが出來た筈である。然るに今は一の資本が存するのみである。

右の論理よりして公債は其國の資本を減却すると云ふのである。アダム・スミスの此論理は國家の行動に關する氏一流の説を前提としてゐる、即ち氏の説に依れば國家の行爲は消費であり、不生産的である、故に臨時費として國家の支出する經費も亦消費であり、不生産的であるとするのである。既に國家の行爲并に國家の經費を不生産的であるとすれば、其經費を辨する爲めに費さるべき公債も亦不生産的に消費せらるものと見るは論理の當然の歸結であるといはねばならぬ。是れアダム・スミスが公債に依つて資本が國家の手に入ればその瞬間より資本の作用を失ふといふ所以である。

二、アダム・スミスは更に進んで公債と租税と何れを選擇すべきかといふ論に入り、公債は資本を減却するものであるが、租税は資本の蓄積を妨ぐるに過ぎないから公債を捨て、租税を取らねばならぬといふことを縷述してゐる。その大要は左の如くである。

租税に依つて經費を支辨するにせば、その租税として支拂はるゝ部分は慥に不生産的勞働を維持する爲めに用ひらるゝのである。若しそれが租税として支拂はれなかつたとしたならば如何といふに、私人は其一部分を貯蓄して資本としたかも知れぬが、其大部分は之を消費したのであらう。換言すれば、其一部分を生産勞働の維持に用ひ

たであらう。是が故に租税に依つて經費を支辨するは大體に生産的労働者を一事業より他事業に變ずるに過ぎぬ、多少新資本の蓄積を妨ぐるといふ影響があるとしても、既存資本を滅却することは無いのである。

所で公債に依つて經費を支辨すると、前に述べた通り、生産的労働を維持してゐたものを奪つて不生産的労働を維持するものに變するのであつて、既存資本の滅却を引き起すのである。併し公債に依れば租税は輕くて済むから、租税のみで支辨するよりも、人民が多く貯蓄をなすことが出来る、従つて新資本の蓄積を妨げらるゝ程度は遙に少いと謂ふべきである。こは公債が租税より優れる唯一の長所である。所が此長所が發揮せらるゝのは戦争の續く間のみである。戦争が終ると租税支辨法が遙に長所を發揮するに至るのである。何となれば平和に入れば戦時税が廢せられ、人民が多く新資本を蓄積するに至ること公債支辨方法に依る比でないからである。之を要するに租税支辨方法に依れば戦時に於て必ずしも舊資本を破壊せず、平時に於て多くの新資本を蓄積することが出来るのである。

加之租税支辨方法に依ると、戦時中に於て人民は其負擔の重きに堪へなくなり、寧ろ早く戦争を止めたいといふ感を抱くに至り、政府も亦人民の意向を察し必要以上に戦争を長引かすことが出来なくなる。又此戦時税の重いことを豫想するときは人民は輕々しく戦争をなすことに

賛成せなくなるであらう。斯くして租税支辨方法は戦争を速に終了せしめ又は輕々しく戦争をなさしめぬこととなる。そこで自然に戦争の起ることが稀となり、起つても其期間が短く平和の期間が長く續くこととなる。換言すれば租税支辨方法に依ると、新資本の蓄積を妨碍せらるゝ期間は短くして濟み、新資本蓄積の力の伸ぶる時期が長く續くこととなるのである。

更に一步を進めて論すれば、公債支辨方法を採つた結果、公債が累積するに至ると、其元利支拂の爲めに相當に重い税を課せねばならぬこととなる。従つて平時に於ても私人の新資本蓄積を妨ぐることとなり、其程度は戦時に於ける租税支辨方法が私人の新資本蓄積を妨ぐるのに比し左程遠はなくなるであらう。若し公債がなく、従つて租税収入が公債費の爲めに取られるやうなことがなかつたならば、戦時に於て何等公債を起すことなく租税のみで大なる戦費を支辨することが出來やう。

以上は資本減却、新資本蓄積妨碍といふ見地より アダム・スミスが公債と租税との選擇に關し述べたる説の要領であるが、氏は此論に於て戦費支辨を前提としてゐる、而して同時に公債は既存資本の中より之を取り、租税は所得の中より之を取るものと前提してゐる。それよりして公債は既存資本を減却し、租税は新資本蓄積を妨碍するに止まるといふ論理が出て來るのである。

二 産業打撃論

アダム・スミスの産業打撃論は公債利子の支拂に關し當時の學者が唱へてゐた説を駁したる議論の中に表はれてゐる。故に飽く迄も公債利子の國民經濟に及ぼす影響に關する説と見て可い。公債支拂に關し當時の學者の唱へたる説とは斯ういふのである。

公債は右の手が左の手に對して負債してゐるやうなものである、金錢は國外に出でて行かぬ。國民の一團の所得を取つて之を他の一團に轉するに過ぎぬ、國民は之が爲めに少しも貧しくなるものでない。

と。

アダム・スミスは之を以て重商主義の上に築かれた謬見であるとし、之に對して左の如く駁撃を加へてゐる。

(1) 此説は公債は總てその國民が所持するものと前提してゐるが、それはさうでない、現に英國公債にした所で、和蘭人や其他の國の人が之を持つてゐるではないか、

(2) 假令此前提の通り、公債が總て其の國民の所有となつてゐるとしても、論者の説は誤つてゐる。其理由は左の如し。

土地と資本とは總ての所得の源である、其源を管理する者は地主と資本家である。

(a) 地主は其土地の收益を多くせんが爲めに土地の上に種々の改良を施さんとするのである。

1) Melon, Essai politique sur le Commerce, chap. 23. XXIII, ed. of 1761, p. 296)

が、公債利子支拂の爲めに種々の地租や生活必需品并に生活便宜品に對する消費税が課せられると、地主の所得が減じて行くのみならず、その減じたる所得の實際的價值が少くなり、最早金のかゝる改良を土地に加ふことが出来なくなる。斯くして其國の農業は衰へざるを得なくなるのである。

(b)資本家に對する打撃も亦同様である。生活必需品并に生活便宜品に對する税が課せられると、それだけ其品物の價格が高くなるから同じ収入では他の國に於けると同じ分量を買ふことが出来なくなり、資本を外國に移さんとする者が起る。それに税を徵收する爲めに税吏が來ていろ／＼矢釜ましいことをいふて誅求するに連れ、多くの資本家即ち多くの商工業者は資本を外國に移さんとする考を實現するやうになる。斯くして商工業を維持してゐる資本が外國に移つて行けば、其商工業は亦必然衰へざるを得なくなるのである。

土地資本より生ずる収入の大部分を擧げて、各特定の土地を改善しやうとする地主や各特定の資本を善く管理しやうとする資本家の手より、何等特殊の利害關係を感せぬ公債所有者の手に移すときは、長い間に於て、土地の荒廢と資本の消耗若は逃亡を來すに違ひない。公債所有者は其利子が間違なく支拂はれる爲めに一體に農工商等の産業の榮ゆることを望むであらうけれども、特定の土地が如何にならうが、特定の資本が如何に管理せられやうが、そんなことに

は無關心であり、又何等知る所もなく、それを監視してもゐない。従つて公債所有者、農工商等の産業が衰へても與り知らないこと、なるのである。

以上の論は利子支拂の爲めに非常に重い税が課せられ、土地資本の收益の大部分が之が爲に奪ひ取られることを前提とし、又資本の逃亡論に就ては、外國にはそんな課税がなく、且つ資本は國境を超えて自由に移轉するものであることを前提としてゐる。

三 國家衰微論并に國家破産論

一、アダム・スミスの説は述べ來つた通り公債が資本を滅却し、産業を打撃するといふのであるから、其結論としては國民經濟全體の衰微を來たすことにならざるを得ない譯である。之を國家衰微論と名づける。アダム・スミスは之を次のやうに言ひ表はしてゐる。曰く公債制度は之を採用了した國を實際上、段々と衰へしむるに至つた (the practice of funding has gradually enfeebled every state which has adopted it) と。斯くして氏は實例を伊太利共和國ゼノア、ベニス、西班牙佛蘭西、和蘭等に求め、そが公債制度の爲めに齊しく衰微したことを斷じ、英國がその税制の優れてゐる爲めに今日迄はその例に漏れてゐるやうであるけれども、更に負擔が加はり來るときは到底堪へ切れるものでないと警告してゐる。

二、アダム・スミスは更に進んで國家破産論を提唱してゐる。そは公債が累積すれば自然に國家

破産に到着せざるを得ないのである。氏の言を借つて説明すれば左の如くである。

公債が或る程度に累積すると、奇麗に且つ十分に之を償還した例は殆んど稀である。國家收入をして公債費の負擔を免れしむる (the liberation of the public revenue) 方法は常に國家破産 (Bankruptcy) であつた。國家破産は時に依れば、明示的破産 (avowed bankruptcy) であることがあつたけれども、多くは償還するやうに見せかけて (Pretended payment) 實際に破産する (real bankruptcy) のを例としてゐる。

アダム・スミスはそれより隠れたる破産 (disguising bankruptcy) に就いて説き、其方法は第一には貨幣の名目價值を上げず (the raising of the denomination of the coin) のであり、第二には貨幣に合金を混じ其品位を下すのである。 (the adulteration of the standard of the coin) としてゐる。

第一の方法は貨幣の名目價值を引上げる程度に於て實際上國債の償還を免れることとなるが、それが爲めに公債所有者を害するのみならず、國內に於ける他の債權關係を紊だし、勤勉で貯蓄をする人の財産を減損し、怠惰で而も濫費する債務者を利するやうなことになる。所が實際に於ては既に羅馬の昔に於て其例がある。あらゆる國の貨幣は此方法に依つて段々と其本來の價值を減じ、同じ名目の貨幣も段々と銀の分量が減するに至つた。

第二の方法は其同一名目貨幣の中に含まれてゐる銀の分量を減するのであるから。其結果は第一の方法たる貨幣名目價值の引上げと同じことに歸する、唯第一の方法では貨幣の重量なり形狀なりが小さくなるのであるから、明らさまになされねばならぬのに反し、第二の方法では貨幣の重量なり形狀なりが従前と同じであるから、隱密の間に行はれることが多い。併し乍ら隱密の間に行はれたとしても何時迄もそれが人民に分らずには居らぬ、それが人民に分ると、人民の憤怒を買ひ、その貨幣の品位を元に還さねば治まらぬやうになる、従つて此方法は其目的を達せない場合が多くあるのである。此第二の方法も佛英蘇等に於て實例があつたのである。

三、以上はアダム・スミス所論の主要であるが、國家衰微論は資本減却論、産業打擊論の歸納的論證に過ぎないし、國家破産論は公債費の負擔を免るゝ方法に過ぎない。而して國家破産論は終に誤つたる貨幣政策となつて來るといふのである。此論理の餘波として英國公債整理論が出て來る。

第四 スミスの英國公債整理論

アダム・スミスは公債を悲觀し、公債の累積は國家破産に終るものとなすのであるから、英國公債の累積を見ては、之が對策を講ぜずには居られなかつたのである。アダム・スミスの英國公

債整理策は収入を増すか經費を節するかの二の中の一でなければならぬのである。蓋し此方法に依つて事實上、早く公債を償還せしめんとするのである。

第一に収入を増加する方法に關しては、アダム・スミスは英國内の租税を相當に増すことも出来るけれども、それでは十分でないとし、英國の租税制度を愛蘭并に殖民地に推し擴むるの必要を論じてゐる。所で愛蘭并に殖民地に英國の租税を課せんとせば、愛蘭及殖民地より選ばれたる代議士を英國議會に送らしめねばならぬ。こは英國憲法の精神であるが、今俄に行はれ難いであらうから、暫く其政治論を措いて、英國の税制が愛蘭并に殖民地に如何程迄適用し得るかを研究する必要ありとし、當時の英國の税制たる地租、印紙税、關税、内地消費税の四に就て吟味し、地租は愛蘭米殖民地西印度にあてはめることが出来ること、印紙税も亦同様に容易に推し擴め得ること、英の關税法を愛蘭并に各殖民地に適用し、その間に自由貿易をなせば、英國にも愛蘭并に殖民地にも共に利益となること、内地消費税は多少變更を要することを論じてゐる。所で此の如く英國租税制度を愛蘭及殖民地に擴張するとして如何に収入を増し得るかといふに、アダム・スミスは英國の人口が八百萬で一千萬磅の租税を納めてゐるより推して、更に五百萬人を加へるのであるから、全體に於て千六百二十五萬磅の収入を得るものと見積り、愛蘭及殖民地に要する經費と英國國債費の節約とを差引いて、六百二十五萬磅の增收を得るものであるとし、乍ら此額だ

けを減債基金に充當することが出来るのみならず、前年に償還したる公債の利子額に相當する金は更に減債基金に繰入れることが出来るから、年々の償還額は次第に増して行くことになり、僅かの年間に於て英國公債を償還することが出来るといふのである。

アダム・スミスは次に愛蘭や殖民地が英國公債の償還に参加するのは正義に適つてゐることを縷々として論じ、最後には等増収を圖ることが出来ないとするれば、英國々費を減するより外に道がないとし、その方法は殖民地を抛棄して平時及戦時に於て殖民地の爲に要すべき巨額の經費を節約するに在ると論斷してゐる。

第五 スミス公債論の批評

私は前三段に亘り、アダム・スミスの公債に關する説を紹介したが、茲に至つて少しくアダム・スミスの説を批評して見ねばならぬ。アダム・スミスの説の中心點は公債悲觀説に在るから、私は主として此公債悲觀説を吟味することとする。

アダム・スミスの公債悲觀説は前にも述ぶるが如く、資本減却論、産業打撃論、國家衰微論、國家破産論とすることが出来る、故に此等の論に就て順々に調べて見やうと思ふ。

一、資本減却論に於てはアダム・スミスは第一、國家の行動を以て消費であり、不生産であると

する考を前提として居り、第二に租税は所得より支拂はるゝものであるに反して、公債は資本より支拂はるゝものであると前提してゐる。資本減却論の是非は懸つて此前提の正しきか否かに在る。そこで私は此二の前提に就て論究して見やうと思ふ。

第一に國家の行動を以て消費であり、不生産的であるとする前提に就て之を見るに、其根本思想に於て正しくない。國家の行動や國家の經費は決して不生産的消費と見るべきでない。¹⁾蓋し國家は其行爲に依り其經費に依り、無形財を生産するものと見ることが出来るからである。是れ最近の學者が消費説を捨て、生産説を取るやうになつた所以である。尙此消費説の根柢には國家の目的を最く狭く解せんとする考がひそんでゐる。そは所謂自由説で、國家の目的を人の生命財産の保護に限らんとするものである。所で今日の文化國に於ては斯の如く國家の目的を狭く解するものは殆んど無い。今日の文化國は何れも文化を進歩し、國民の福利を増進せんことを期せないものは無い。²⁾所で國家が國民の福利を増進せんとせば、國家が自ら進んで私經濟的事業を經營することも起らうし、又國家が種々の設備や營造物を新設し改良することも起らう。國家が此の如き事業に經費を投ずるのは、有形財の生産に關與するものと謂ふことが出来る。さうなると茲に無形財の生産と有形財の生産とを區別せねばならぬ。論者或は無形財の生産は生産でないと言ふかも知れぬが、有形財の生産に至つては何人も生産でないと言ふことは出来まい。

1) 拙著財政學卷一105頁以下

2) 同上95頁以下

國家が私經濟的事業を經營するに當つては先づ其固定資本を得ねばならぬ、其固定資本を獲得するの費用は學者の所謂私經濟的臨時費を形づくるもので、之を支辨するが爲めには公債を募ることが出來ねばならぬ。同じ論法で、國家が道路橋梁運河港灣等を新設せんとするに當つても亦等しく固定資本を得ねばならぬ、従つて是等の新設費は學者の所謂國家經濟的臨時費を形づくるもので、之を支辨するが爲めにも亦公債を募ることが出來ねばならぬ。

私經濟的臨時費并に國家經濟的臨時費の爲めに募る公債は之を事業公債とも名づくべきであり、又同時に生産的公債とも名づくべきである。アダム・スミスは其公債論を爲すに當り、是等の生産的公債、事業公債に就ては毫も考慮せず、唯戰時公債に就てのみ議論してゐる。アダム・スミスが私經濟的事業の爲めにする公債を考へないのは無理もないことである、蓋しアダム・スミスの學說に依ると、國家は私經濟的事業を經營すべきものでないとするからである。所が道路橋梁運河港灣等の新設の爲めにする公債に至つてはアダム・スミスと雖ども無下に斥くことが出來ない筈である。何となればアダム・スミスの論に従ふも、道路の新設維持はその國の土地及勞働の年々の生産を増すものであるし、又橋梁運河港灣等は道路と同じく商業を容易にし、補助する事業であつて、その管理宜しきを得れば其經費を支辨するに足りる位の收入を得ることが出來て、他の一般收入を煩はすに及ばないからである。¹⁾

1) 拙著財政學卷一 282頁

1) 同上 283頁

1) Wealth of Nations, bk V. chap 1, part 3, art. 1

要之、アダム・スミスの論は國家の行爲を消費に過ぎぬとするに於て根本的に誤つてゐるのみならず、單に戰時公債にのみ着眼して生産的公債に着眼せない所から、公債の半面的觀察に陥つてゐると謂はねばならぬ。

第二に租税は所得より支拂はるゝものであるに反して、公債は資本より支拂はるゝものであるといふ前提に就て之を見るに、亦悉く之を眞理とすることが出来ぬ。先づ租税の依つて以て支拂はるゝ税源より研究せんに、税源は原則として所得で、例外として財産たること、最近租税理論上の通説である。アダム・スミスは所謂純所得課税説を打ち立て、所得の中より労働者の生存に必要な経費を除いたる殘額を以て税源としてゐる、¹⁾ 所で所謂純所得課税は誤つてゐる。²⁾ 併し私は茲に之を論點としやうとは思はぬ。大體租税は所得より支拂はるゝものであるとして置かう。唯例外として財産を税源とする場合に至つては茲に一應攻究せねばならぬ。蓋し戦費支辨の爲めにする戰時税の如きは動もすれば財産より支拂はるゝことがあるべきである。殊にアダム・スミスの如く戦費を租税のみで支辨し公債に依らないことゝすれば、從來の租税の率は著しく之を高めねばならぬし、又相當に重い新税を起さねばならぬであらう。從來の租税の率が著しく高くなり、重い新税が加はつて來ると、其税額は驚くべく多くなつて來べきである。さうなれば租税も財産殊に資本の中より支拂はれねばならぬ。租税が資本の中より支拂はるゝに至らば既存資本を

1) 拙著租税論 179-180頁、A. Smith, Wealth of Nations bk V. chap 2. part 2: aat. 3

2) 同上 181の1-183頁

減却するものと謂はねばならぬ。アダム・スミスは戦争の爲めに公債が累積することを説くが、

公債が累積する位ならば、その代りに租税にて支辨するとすれば、其租税は非常の巨額に上らねばならぬ、非常巨額の租税を支拂ふには純所得のみにて足らぬ、資本にも食ひ入らねばならぬ。

是が故にアダム・スミスの論理よりするも、戦時税は既存資本を減却することとなるのである。

然るにアダム・スミスは租税になると所得より支拂はるゝものと考へてゐるやうである。そこにアダム・スミスの論の徹底せざる所があると斷せざるを得ない。

次に公債は既存資本より支拂はるゝものであるといふ論に就て之を見るに、常に必ずしも真理といふことが出来ぬ。カール・ディチエルは此點に就てアダム・スミスの説に反對し

公債は一方に於て社會に用途を見出さない遊資を取り又は人の貯蓄心を刺戟して遊資の成立を促し、他方に於て國家の無形的固定資本を作るものであるから、資本を減却するものでない、寧ろ資本を増加するものであると謂はねばならぬ。¹⁾

と論じてゐる。ディチエルの論するやうに、公債は何時でも遊資の中より若は新に刺戟せられて成立すべき新資本の中より支拂はれるものといふことが出来ぬかも知れぬが、アダム・スミスの論する様に公債は何時でも既存資本を奪ふものと見ることが出来ぬ。經濟社會が沈滞して所得の増加大ならざるときに於て巨額の公債を募れば、既存資本を奪ふこともあるであらうが、經濟社

1) Carl Dietzel, System d. Staatsanleihen S. 167. u. 198.

會が活氣を帶び國民所得が増して已まざるに方つて公債を起せば、遊資の中より若は應募せんが爲めに新に成立すべき資本の中より支拂はるゝこともあるべきである。換言すれば公債は資本の中より支拂はるゝことがあると同時に所得の中より支拂はるゝことがあるのである。然るにアダム・スミスは公債を以て單に資本の中より、而も既存資本の中より支拂はるゝものであると獨斷してゐるのである、是れ亦アダム・スミスの説の批難を免れざる點である。

二、産業打撃論は既に述べた如く第一に利子支拂の爲めに非常に重い税が課せられ、土地資本の收益の大部分を奪ひ取つてゐることを前提とし、第二に資本の逃亡論に就ては外國にはそんな課税がなく、且つ資本は國境を起えて自由に移轉するものであることを前提としてゐる。

所で第一の前提は常に必ずしも眞理でない。蓋し公債を起したとしても、其利拂の爲めに土地資本の收益の大部分を奪ひ去る程の重税を課すると限らないからである。利拂をする爲めの税が土地資本の收益の大部分を奪ふ場合を想像せんに、それ位ならば、その公債の額は土地資本の收益の幾十倍にも上つてゐるに相違ない、従て戦時に於て公債の代りに租税を起してゐたとすれば其當時は土地資本の收益の幾十倍を徴せねばならなかつたであらう。それが假令幾度も繰返へされた結果であるとしても、其一つ一つの戦役を取り之に要する戦費を租税にて支辨したとしたならば、土地資本の收益にては追つ付かず、資本迄をも徴收せねばならなかつたであらうといふこ

とが容易に首肯せられるのである。資本迄も徴収するやうな税となつては戦時に於て土地の荒廢、商工業の衰微を來たし、而も容易に恢復することが出來ないに相違ない。資本の逃亡はその時にも起らねばならぬ筈である。アダム・スミスは戦時に重税を課せば、早く戦争を止めることとなり、又輕々しく戦争をなさぬであらうから、戦争の期間が短く平和の期間が長く、從て新資本蓄積防碍の期間が短く新資本蓄積の期間が長いと論じてゐるが、戦争の終了や、平和の破裂は皆租税負擔の輕重等を打算した結果で決せられるものと云ふことが出來ぬ。假に一步を譲り租税支辨主義が早く戦争をやめさしたり、輕々しく戦争をなさしめないとした所で、戦時に於て重税を課しそれが非常に産業を打撃しやうものならば、産業の恢復は容易に之を期することが出來なくなり、平和の期間が長くとも役に立たぬことともならう。是が故にアダム・スミスの論に從つて租税は公債に劣らず産業を打撃するものと評せねばならぬ。

以上は戦時公債に就て論じたものである、アダム・スミスの眼中にしてゐる所は戦時公債に外ならぬ。併し近代の公債は前にも述べた通り戦時公債に止らず事業公債の如き生産的公債が少くない、是等の生産的公債に至つては決して産業を打撃するものといふことが出來ぬ。道路橋梁運河港灣の爲めに公債を起した所で、其設備が土地資本の生産を高めて行く効果がある限り假令租税に依つて其利拂を爲すとしても、産業の打撃とならぬ筈である。若し夫れ私經濟的事業の爲に

公債を起すに至つては、愈々以て産業の打撃とならぬ。蓋し是等の公債は其事業の収益に依つて元利ともに支拂はれ、敢て租税収入を待つ必要が無いからである。要するにアダム・スミスの議論は毫も生産的公債に當て嵌まらないと謂はねばならぬ。

第二に資本逃亡論に就て之を見るに、其前提も常に事實に適ふといふことが出来ぬ、勿論内國の租税が重ければ、資本は外國に逃亡するの傾を生ずるものであると言ひ得やうが、外國の租税が輕いに限つた譯でない。世界戦後の今日、列強の財政は何れも困窮してゐて、相當に重い税が課せられてゐるやうである、資本が外國に逃亡し、更に重い税が課せられるならば、逃亡の効はない譯である。加之資本といふも、生産事業に放下せられたものは、如何に資本移轉自由を原則とする社會とはいへ、さう容易く外國に移轉するものでない。勿論一國だけが重税を課し他國は總て輕い税を課するに止まつてゐるとせば、アダム・スミスの論するが如く、長い間には資本の逃亡を來さぬとも限らぬ。併しそれは重税そのものの影響である、公債利拂の爲にせないでも、租税を重く課して居りさへすれば起る現象である、公債を起しても、其事業が公債の利子を支拂ひ得るものにありては重税を起す必要もないのである。是が故に概括的に公債を以て資本を外國に逃亡せしむるものであると斷定することが出来ぬ。

三、國家衰微論並に國家破産論も亦戰時公債のみに就て考へられたものである。成程アダム・

スミスの成謂隱れたる國家破産は諸國の實例に於て乏しくあるまいが、各國に於て行はれた貨幣名目價值の引上若は貨幣本位の引下を以て常に公債費の負擔を免るゝ爲めであるといふに至つては餘り概括的に獨斷したものでないかと疑はれるのである。此くいへばとて私はアダム・スミスの國家破産論を以て全然誤つてゐるといふのでない。戰時公債の如き非經濟的公債が累積する國に於て、富力が弱く、産業も振はず、財政困窮を告ぐるに至らば、アダム・スミスのいふが如き國家破産は起り易いであらう。併し乍ら富力が強、産業が盛で、財政上容易に多くの收入を得る國に於ては、公債が累積したとて必ずしも國家破産は起らぬのである。

一體 アダム・スミスの國家衰微論并に國家破産論は、公債と私債とを分たず、債務は早く辨濟せねばならぬといふことを前提としてゐる。此前提から出發すると、巨額の公債ある限り國家は衰へ、國家は破産するの已むなきに至るといふ結論が出るかも知れぬが、國家の生命は無窮に亘るものであり、而も其間に國民經濟は進歩して已まぬのであるから、必ずしも早く公債を償還せねばならぬと限らぬ。現にアダム・スミスの最も心配してゐた英國に就て之を見るに、Wealth of Nations 出でて約百五十年を経てゐるが、其間に英國の公債は更に累積した。然るにも拘らず英國の繁榮は尙一層進んで來たのである。隠れたる破産は姑く措くが、公債は英國の衰微せしむるに相違ないといふ豫言は少くとも適中せなかつたのである。是れはそも／＼何が爲めか、マコー

レーは夙に此誤つた豫言に就て詮索し、それが公債と私債とを同一視したこと、英國の富源を洞察せなかつたこと、に罪を歸してゐる、至言と謂ふべきである。

私は記して茲に至り、アダム・スミスの國家破産論國家衰微論が、常に必ずしも眞理であること謂へないことを斷すると共に、世果戦後の歐洲大陸諸國の財政狀態がアダム・スミスの豫言に適中してゐる所あることを附言せざるを得ない。露國は現に明示的國家破産をなしたのである。獨逸伊佛の貨幣下落は一種の隠れたる國家破産と見ても差支ない。併し乍ら更に一步を進めて觀察すれば、アダム・スミスの議論と逆になつてゐるやうにも思はれる。即ち貨幣價值の下落は公債費を免れんが爲めにやつたのでは無く、戦費を支辨せんが爲めに不換紙幣を發行したる結果である。不換紙幣も一の公債の形とも見られるから、公債が直ちに隠れたる國家破産をなしたとも謂へる。且つ又世界戦に於ける戦費の額に就て考ふれば、アダム・スミスの論する様に、租税のみを以て之を支辨しやうとしても到底行はれ得なかつたであらうといふことが解る。アダム・スミスが地下に起し此世界戦とその後に於ける公債の現狀とを見せしめたならばそれ之を何と評するであらう。

第六 公債論史上に於けるスミスの地位

1) Macauley, History of England, II p. 400

公債悲觀説は アダム・スミスの公債論中の中心思想であることは前既に述べた通りである。所が公債悲觀説は アダム・スミスを以て初まつたのでは無い。 アダム・スミスに先つて之を主張したる人が少くなかつた。勿論 アダム・スミスの當時に於て公債樂觀説も行はれないでは無かつた。公債は新に資本を増加するものであるといふ説の如き、租税に依つて公債の利拂をなすは左の手より右の手に轉するに等しいといふ説の如き即ちそれである。 アダム・スミスが是等の説を用しそれを駁撃するに全力を注いだことは既に述べた通りである。此の如き公債樂觀説は多少存してゐたに相違ないけれども、大體は公債悲觀説であつた。

一、公債悲觀説は既に第十七世紀の政治學者殊に獨逸の舊内帑學派が之を唱へてゐたのである、ボルニッツ (Bornitz) ベゾルド (Beold) の如きは最も其著しきものである。是等の人は公債を以て危險視し之を起してはならぬと力説したのである。クロック (Klock) セクンドルフ (Secken doff) の説に至つては多少進歩したけれども、非常緊要の場合に限つて之を起すことを認めたに過ぎなかつた。

十八世紀になつて佛國に於てはモンテスキュー (Montesquieu)¹⁾ 英國に於てはヒューム (Hume)²⁾、ゼームス・スチュアート (James Stenart)³⁾ が盛に公債を批難してゐた。就中ヒュームのアダム・スミスと當時の大哲學者であり、其説の如きはアダム・スミスを動かしたことも少くなかつたと

1) Montesquieu, Esprit de Lois, 1748, Liv. XXII. ch. 17, 18

2) Hume, Essay on Public Credit, 1752

3) James Stenart, Inquiry into the principles of political Economy, 1867

思はれるのである。

ヒュームは公債を以て現代の負擔を後世に譲るものであるといふ考より出で、政治家をして後世に手形を發する權利を有せしむるは浪費の癖ある子に各銀行に對する小切手帳を與ふるに等しいといひ、公債が政府の濫費を誘致することを批難した。又曰く公債は勞働者を苦しめ、不生産的生活を獎勵し國民經濟を衰へしむるものであるから國民は公債を銷却せなければならぬ、さうでなければ公債は終に國民を亡ぼすに至るであらう。と

公債が濫費を誘致するといふヒュームの説は戰費を公債にて支辨せず租税にて支辨すれば戰爭を速に終了せしめ且つ輕々しく戰端を開くことがないやうになるといふアダム・スミスの説と根本の精神に於て似通つてゐる所があり、公債が國民經濟を衰へしめ終に國を亡ぼすに至るといふヒュームの説は公債の利拂が産業を打撃し、各國民を衰へしむるに至るといふアダム・スミスの説と酷似する所があると謂へるのである。

此くいへばとて私はアダム・スミスがヒュームの説を祖述したものであるといふのでない、少くともアダム・スミスの當時に於て、アダム・スミスに先つて公債悲觀説を高唱した人があつたことをいはんとするのである。さう考へて見れば、アダム・スミスの公債悲觀説は氏の獨創の見解とのみ看做すべきでなく、少くとも當時の輿論とでも見られたる説の影響を受けたものと見る

べきであらう。

二、アダム・スミスの公債悲觀説は正統經濟學派の後繼者に傳はつた、殊に資本減却論は長い間此學派の信條となつた。是等の説は獨り英國のみに止まらず、大陸にも及び、殊に獨逸に入り、內帑學派で、正統經濟學派の影響を受けた者の主張となつた、ソーデン (Soden) やこふ (Jacob) ロッシ (Lotz) フルダ (Fulda) シェーン (Schön) ビウムスタルク (Baumstark) の如きそれである。¹⁾ 甚しき是非常準備金の頼むに足らざるを看破し公債を起すの已むを得ざるを認むる論者の中にも亦共鳴者があつた。ネベニウス (Nebenius) 及びラウ (Rau) の如きそれである。²⁾

三、アダム・スミスの公債悲觀説の中心説は資本減却論にあるが、アダム・スミスの後繼者は更に労働者壓抑論、貧富懸絶論を主張するに至つた。労働者壓抑論とは公債が勞賃の源たる資本を奪ふの故を以て労働者を抑壓すると論結するものである、チャルマース、ジョン・スチュアート・ミルの如し。³⁾ こは明にアダム・スミスの資本減却論より出で、更に分配の方面に於て考察を加へたるものである。貧富懸絶論とは、公債が資産者と無資産者との懸絶を大ならしめ、社會階級の調和を失はしむと論ずるものである。セイ (Say) ネベニウス (Nebenius) 等の如し。是れ亦資本減却論より出で、公債が分配に及ばず影響に着眼したるものと見て可い。

四、此くしてアダム・スミスの後に至つて公債悲觀説は愈々盛となり、正に一世を風靡したる概

- 1) Soden, Die National-Finanzwirtschaft, 1811 Jacob, Die Staatsfinanzwissenschaft. 1820/21. Lotz, Handb. d. Staatswirtschaftslehre, 1822 Fulda, Handb. d. F. u. W. 1827 Schön, Die Grundsätze d. Finanz, 1832 Baumstark, Staatswissenschaftliche Versuche über Staatskredit, Staatsschulden, u. Staatspapiere, 1832.
2) Nebenius, Der öffentliche Kredit, 1820 Über die Natur u. Ursachen des öffentlichen Kredits, 1829 Rau, Grundsätze d. F. u. W. 1. Aufl. Bd II. (1837), S. 300 ff.
3) Chalmers, Political Economy, II, 71. J. S. Mill, Principles of political Economy, bk I. ch. 5, § 8 bk V. ch 7. § 1

があつたが、十九世紀の半頃になつて學者の見解は公債樂觀説に轉するに至つた。その代表者はカール・チエル（Carl Dietzel）であつた。茲に至つて アダム・スミスの公債悲觀説は根柢から覆さるゝやうになつた、カール、ヂイチエルの論は悉く眞理であるといへないけれども、學界がアダム・スミスの公債悲觀説を棄つるやうになつたことに就て至大の力があつたものと謂はねばならぬ。

以上述ぶる所を以て之を觀れば、アダム・スミスの公債悲觀説は長い間學界を支配したものである。公債悲觀説そのものはアダム・スミスの獨創の見といふべきでなく、寧ろ前人の影響を受けたものと見るべきであるが、其資本減却論や産業打撃論の如き、あのやうな論理を以て經濟學説の上に其論を打ち立てたのは正しくアダム・スミスの功績に歸せねばならぬ。是れアダム・スミスを以て公債論史上悲觀説の代表者とせねばならぬ所以である。

第七 結 論

アダム・スミスの公債論は以上論ずる所に依り悲觀説を以て貫いてゐるものと斷することが出来る。何故に悲觀説をなしたかと云ふに戰時公債のみを眼中にしたからである。所で公債論は戰時公債のみか見て之を斷することが出来ぬ、戰時公債をのみ見るとしてもアダム・スミスの論は

4) Carl, Dietzel, Das System d. Staatsanleihen, 1855.

尙全斑の眞理を穿つたものであるといふことか出来ぬ。アダム・スミス生誕二百年を記念しやうとすればアダム・スミスの議論のよい所のみを擧げて惡い所に觸れずに置くのが禮かも知れぬが、それは學問研究を生命とするものゝなすべきことでない。是が故に私は無遠慮にアダム・スミスの公債悲觀説を批評し、それが半面的觀察に過ぎないことを斷する所以である。

併し乍ら一步を進めて考ふれば、アダム・スミスの時代に生れアダム・スミスの議論をなすは又或は自然であるといはねばなるまい。アダム・スミスが戰時公債のみを見て悲觀説を打ち立てたといふも、其當時に存する公債といふ公債が殆んど戰時公債であつたからであらう。試に十七世紀の終より十八世紀の前半に亘り英國が起した戰時公債を見れば、其當時に取つては驚くべき額であつた。アダム・スミスが之に目を注いで悲觀説をなしたのも無理ではない。然るに十九世紀の後半以後に於て鐵道國有の勢成り、諸國の公債の中に生産公債も段々多くなつて來たので、アダム・スミスの悲觀説を以て之にあてはめることが出来なくなつた、アダム・スミスの悲觀説は棄てられざるを得ざるに至つたのである。是が故にアダム・スミスの公債論は今日に於て全然眞理であるとは云へないが、歴史的に見れば大なる意義を有するものと謂はねばならぬ。